

認知症プラン
新登場!

楽しく長生きをするために

令和8年1月始期版



介護マスクキャラクター
「かいごん」

介護と認知症、ふたつに備えるコープの保険
人生100年時代に安心な毎日を。



認知症マスクキャラクター
「たっちー」

コープの

更新型

介護・認知症保険

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

団体割引
28.51%適用

新登場の認知症プランも
団体割引でお得に加入できます!

新規加入対象年齢

介護
プラン
0歳~満79歳

認知症
プラン
18歳~満79歳

継続 満89歳まで

生協組合員と ご家族 の介護・認知症保障

WEB申込はコチラ!

「自分の介護は…」

家族に負担をかけないために。

「介護はお金かかりそう…」 介護費用の補償で安心して介護準備を。

「認知症も不安…」

新登場の認知症プランで費用面の備えを。



介護一時金
500万円
コース
傷害死亡保険金
100万円
(天災危険補償特約セット)

被保
険者
満55~59歳
の場合
＼お手ごろな保険料!/

月払
保険料
900円
団体
契約で
28.51%の割引率

認知症一時金
100万円
コース
月払
保険料
590円
団体
契約で
28.51%の割引率

公的介護保険の要介護2~5認定の場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し30日を超えて継続した場合にお支払い!

新規加入 0歳~満79歳まで 加入OK!
継続 満89歳まで
交通事故で要介護になった場合も給付

医師によってはじめて認知症と診断確定された場合に一時金をお支払い!

様々な介護にかかる費用として

まとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。



(注)介護保険でベッドなどの福祉用具をレンタルすることもできます。
※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

認知症になった場合に

- 専門医での継続診療等 医療費年額 47.5万円
- 投薬治療年額 90万円 (3割負担)
高額療養費制度適用で 14.4万円

大手A社の家事・見守り費用:

平日2時間 1.1万円
週1回、年間(50週)で 55万円



損保ジャパン調べ (2025年7月7日現在)

ふたつの備えで大きな安心

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お問い合わせはお気軽にどうぞ!

【取扱代理店】(株)コープ東北保険センターふくしま支店
営業時間 9:00~17:00(土日祝日休業)

TEL.0120-972-236

◆引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社 福島支店 福島支社
受付時間 9:00~17:00(土日祝日休業)

TEL.050-3788-1351

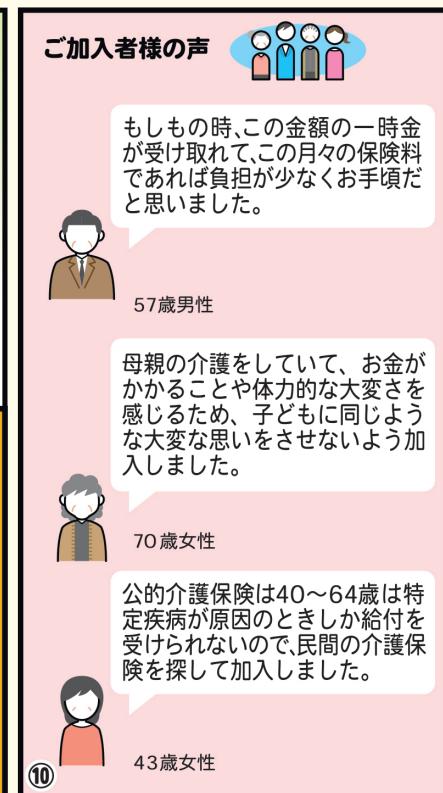
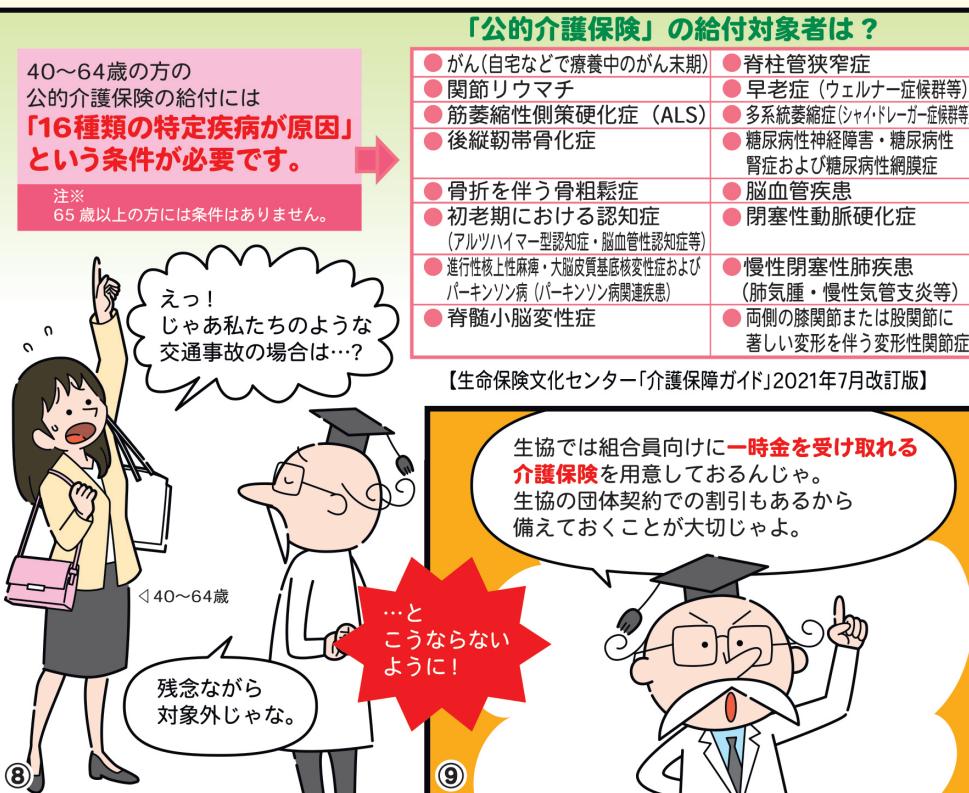
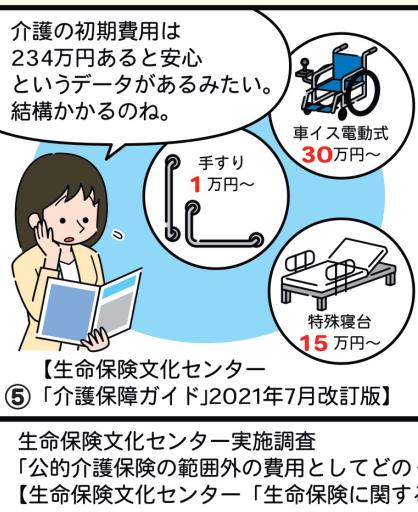
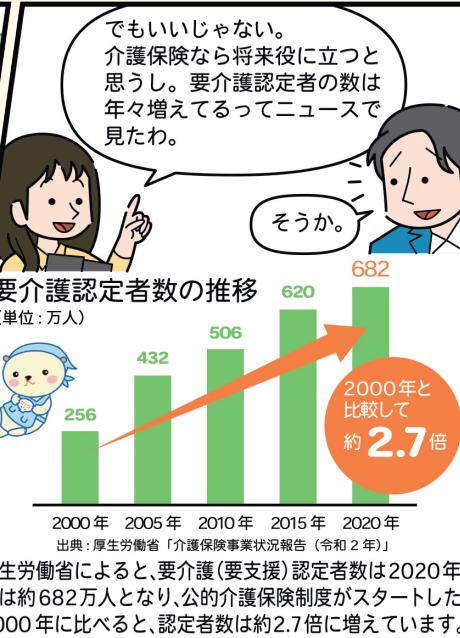
コープの
介護・認知症保険について、
動画でもご確認
いただけます!



〈団体保険契約者〉 日本コープ共済生活協同組合連合会



公的介護保険についてご存知ですか？



「コープの介護・認知症保険」加入依頼書兼告知書

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

証券番号 912512J889

〈帳票54402〉

使用期限 令和8年10月15日

日本コープ共済生活協同組合連合会 御中

保険期間 令和8年 月1日から令和9年1月1日

◆中途加入もできます。

申込人(加入者)および被保険者は、当該加入依頼書兼告知書に掲載の「次回コードにより重要な事項説明の交付を受けることを承諾の上、ダウンロードを行い、商品内容を自身の意向に合致していることを確認し、加入動契時に提示された説明資料で重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報の取扱い等について本書面記載の加入者以外の者(被保険者等)より必要な了承、同意を得たうえで、日本コープ共済生活協同組合連合会が契約する新・団体医療保険(医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約等セット団体総合保険)への加入を依頼します。

太枠内の項目をもれなくご記入ください。赤枠内は告知に関する項目のため必ず自署でご記入ください。

申込日・告知日 (自署)	令和 年 月 日	申込人 (加入者の) 組合員 区分	①組合員 ③組合員と同一世帯の方	登録 組合員 氏名	左下の申込人 (加入者)と異なる場合にご記入ください。	522 フリガナ 漢字
組合員番号 左づめで記入 してください。	521	501 フリガナ				
申込人 加入者 郵便番号	550 〒	住所		504 電話番号 訂正あり: HGO	513 生年月日 大正(2) 昭和(3) 平成(4)	512 性別 男(1) 女(2)
申込人 加入者 氏名	507 フリガナ 申込兼告知者署名(自署)			携帯番号	年 月 日	

損害保険ジャパン株式会社 宛

訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

【重要】 1.★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので正確にご記入ください。2.告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ保管してください。告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。申込人(加入者)ご本人以外のご家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族)の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、申込人(加入者)ご本人が加入されるご家族の健康状態をご確認のうえ、ご記入・ご署名ください。

被保険者(保険の対象となる方)

(注) 年齢とは補償開始日時点の満年齢になります。※この告知書は加入依頼書兼告知書の一部となります。コープの介護・認知症保険の加入に際しては、必ず加入依頼書と告知書をあわせてご記入ください。

① 新規 1	600 フリガナ 氏名	性別	生年月日	年齢	申込人(加入者)からみた続柄	職業・職務名	加入コース(万円)(※1)	★ 告知回答欄
② 被保険者 追加	602 ①男 603 ②女 年 月 日 歳	③昭和(5) 令和(6) ④平成(7)	注) VG2 V9J	800 500 300 200 100 N20 N10	①本人 ②配偶者 ③子ども ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他 同居家族	800 500 300 200 100 N20 N10	ご確認いただき、下記に○をしてください。 質問事項の全てが「いいえ」	
月払保険料 OAO 介護プラン OA2 認知症プラン	円	★他の保険契約または共済契約が「ある」場合はご記入願います(※2)	会社名() 保険種類() 保険金額() 万円	即時追加保険料 DA1 0円 DA3 0円	質問事項に1つでも「はい」がある場合はご加入いただけません。			

① 新規 2	610 フリガナ 氏名	性別	生年月日	年齢	申込人(加入者)からみた続柄	職業・職務名	加入コース(万円)(※1)	★ 告知回答欄
② 被保険者 追加	612 ①男 613 ②女 年 月 日 歳	③昭和(5) 令和(6) ④平成(7)	注) VK2 V9J	810 500 300 200 100 N20 N10	①本人 ②配偶者 ③子ども ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他 同居家族	810 500 300 200 100 N20 N10	ご確認いただき、下記に○をしてください。 質問事項の全てが「いいえ」	
月払保険料 OEO 介護プラン OE2 認知症プラン	円	★他の保険契約または共済契約が「ある」場合はご記入願います(※2)	会社名() 保険種類() 保険金額() 万円	即時追加保険料 DA1 0円 DA3 0円	質問事項に1つでも「はい」がある場合はご加入いただけません。			

合計月払保険料 542 円	合計即時追加保険料 058 円	(※1) 加入コースは現在契約中の他の介護・認知症保険等を合算して下記の限度額を超えない範囲で選択ください。 【介護プラン: 700万円 認知症プラン: 300万円】合算対象となる他の保険についてはP4をご確認ください。 (※2) 「他の保険契約」とは、「傷害保険(死亡保険金)、介護保険、認知症保険、などこの保険契約の全部または一部にに対して支払責任が同じである他の保険・共済契約を言います。ただし、傷害保険(死亡保険金)は5千万円を超える場合のみご記入ください。」	本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実に遺りありません。ただし、傷害保険(死亡保険金)は5千万円を超える場合のみご記入ください。 この支払いを受けられなくなったりしても重議論を申し立てません。また、ご加入時ににおける注意事項(告知義務等)の内容について確認・同意し、ならびに募集文書に記載の「告知書の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパンが必要な範囲において個人情報を取得・利用することに、申込人(加入者)、告知者、被保険者ともに同意します。
生協コード 523 1210002	生協名 みやぎ生協・コープふくしま	生協使用欄 受付日 担当者名 年 月 日	代理店記入欄 受付日 補償開始日 受付者 受付連番 年 月 日 8年 月 1日

保険会社キリスト

部店担当店	新規	変更
取扱代理店	-	
(団体使用欄)		
団体委託者番号 71124269001		
顧客番号(組合員番号)左づめで記入してください。		
下記の預金者およびお申込者は、「個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、個人情報の取扱いに同意します。		
■個人情報の取扱いに関する事項 本預金口座振替依頼書に記載された個人情報はお申込者が属する団体等の集金者、損保ジャパンが保険料集金業務および当該業務の健全な運営のために利用いたします。		
お申込者 氏名 唐田	フリガナ T・S・H	年 月 日生

ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規約が適用されます。

- 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)-

1.預金の支払手数料について、当座勘定預定または普通預金規定に記載の手数料を支払う場合は普通預金払戻手数料を請求いたしませんから販賣店所定の方法で処理してください。なお、振替手数料を変更された場合に請求手数料を記載された日付をもって変更手数料をもつて扱う場合に記載されてもさしつかえありません。

2.預金の支払手数料は預金振替日において引落(請求手数料)満たないときは、私に満たすことを希望する場合は手数料を支払うものとし、手数料日以後に引落手数料も支払うものとします。この預金口座振替手数料は販賣店が必要認めた場合には、私に満たすことをなく解除されてもさしつかえません。

3.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

4.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

5.この預金口座振替手数料は、預金の取扱いにおいて解決するものとし販賣店および三井UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

6.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

7.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

8.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

9.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

10.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

11.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

12.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

13.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

14.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

15.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

16.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

17.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

18.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

19.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

20.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

21.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

22.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

23.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

24.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

25.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

26.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

27.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

28.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

29.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

30.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

31.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

32.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

33.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

34.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

35.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

36.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

37.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

38.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

39.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

40.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

41.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

42.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

43.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

44.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

45.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

46.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

47.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

48.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

49.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

50.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

51.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

52.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

53.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

54.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

55.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

56.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

57.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

58.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

59.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

60.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

61.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

62.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

63.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

64.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

65.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

66.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

67.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

68.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

69.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

70.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

71.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

72.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

73.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

74.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

75.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

76.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

77.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

78.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

79.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

80.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

81.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

82.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

83.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

84.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

85.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

86.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

87.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

88.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

89.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

90.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

91.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

92.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

93.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

94.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

95.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

96.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

97.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

98.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

99.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

100.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

101.上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があつても本書は有効として扱われて下さい。

保険金をお支払いする場合

【介護プランに加入の場合】 保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合、所定の介護一時金をお支払いします。

①公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合

②損保ジャパン所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

年齢別対象範囲

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外（40歳未満は公的介護保険制度の対象外）	
40～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病（16種類）に限定	年齢・要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）	

※損保ジャパン所定の要介護状態の詳細については取扱代理店・損保ジャパンまでお問い合わせください。

【認知症プランに加入の場合】 保険期間中に、初めて医師によって認知症と診断確定された場合に所定の認知症診断一時金をお支払いします。※軽度認知障害は対象外です。

加入依頼書兼告知書記入時、ご確認ください

ご家族の告知について

■ご家族※の「健康状態に関する告知」は、申込人（加入者）がご家族に代わって、ご記入・ご署名ください。
※申込人（加入者）の
①配偶者（同居・別居とも）
②子ども（同居・別居とも）
③両親（同居・別居とも）
④兄弟姉妹（同居・別居とも）
⑤①～④以外の親族（同居のみ）

被保険者追加とは

すでにご加入の契約に、新たに被保険者を追加する場合のことをいいます。その場合の記入例は下記のとおりです。

被保険者（保険の対象となる方）	性別
（例）アリナ ソンポ・タロウ	○男 ○女
氏名	新規
登録保険料	月払保険料
00,000円	00,000円
（例）月払保険料	（例）月払保険料

被保険者登録
登録保険料

損保 太郎

【特にご注意ください】

- ・**【医師の診察・検査・治療・投薬】**には、入院・手術・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がんと診断されることを含みます。
- ・**【入院】**には、検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
- ・**【手術】**には、「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
- ・**【認知症】**とは、正常に発達した知的機能が脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ続続的に低下することをいいます。
- ・**【軽度認知障害】**とは、本人および第三者（家族）から認知機能低下に関する訴えがあり、認知機能は正常ではないが認知症の診断基準を満たさない状態をいいます。

- ・病気を指摘された後、すぐに治療や手術の必要がないため通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- ・医師の診察により、予防目的で目薬を点眼することや、薬の処方のみをされている場合も「医師の診察・検査・治療・投薬」に該当し、告知の対象になります。
- ・医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中の場合も、告知の対象になります。
- ・再検査、精密検査の結果、異常がなかった場合は、質問事項に「いいえ」とご回答ください。

告知に関する質問事項 ご確認いただき左記告知回答欄に○をしてください。

①これまでに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたことがありますか？^{※1)}

または現在認定を「申請中」ですか。

また、告知日（ご記入日）現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や自分で補助用具（杖などを含みます。補聴器、老眼鏡等は含みません。）の使用が必要になることがあります。

【歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用しての外出・店での買い物】

（※1）過去に認定を受けたことがあり、現在は認定を受けていない場合も含みます。

②-1 告知日（ご記入日）現在、次のいずれかに該当しますか。

【入院中・療養のため就床中^{※2)}・入院の予定^{※3)}がある】

（※2） 医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。

（※3） 医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

②-2 告知日（ご記入日）現在、以下に該当しますか。

【今までに、医師により「認知症（軽度認知障害を含みます。）」と診断されたことがあります】

（注）疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。

③告知日（ご記入日）から過去2年以内に、「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがあります。

（注）医師により「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

＜病気・症状一覧表＞

がん	悪性新生物 悪性しうよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫骨髄異形成症候群 骨髄線維症
上皮内癌	上皮内新生物 CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL
脳血管関係の病気	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血・脳血栓）
肝臓の病気	慢性肝炎 肝硬変
腎臓の病気	慢性腎炎 肾不全
気管支・肺の病気	慢性閉塞性肺疾患（COPD）慢性気管支炎 肺気腫
心臓関係の病気	心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋炎 心筋症 狹心症 心不全 心肥大 不整脈（期外収縮・洞不全症候群・房室ブロック・脚ブロック・発作性上室性頻拍・心房細動・心房粗動・ペースメーカー埋込）
筋肉・骨の病気	筋ジストロフィー 骨折を伴う骨粗しょう症 ^{※4)} 变形性関節症（人工関節置換を含みます。）
眼の病気	網膜色素性網膜症 加齢黄斑変性 失明
その他の	糖尿病（合併症を含みます。） こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など） リウマチ熱 アルツハイマー病 厚生労働省指定の難病 ^{※5)} （指定難病に対する受給者証の交付を受けたことがある場合に限ります。） 精神および行動の障害（統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アリコール依存症・薬物依存など） パーキンソン病

（※4）「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になってしまった場合を意味します。（単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。）

（※5）厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

すべて「いいえ」の場合、
ご加入いただけます。

コープの介護・認知症保険

加入依頼書兼告知書の郵送方法

キリトリ

①下の宛名部分をキリトリ線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。

（最大サイズ120×235mm）

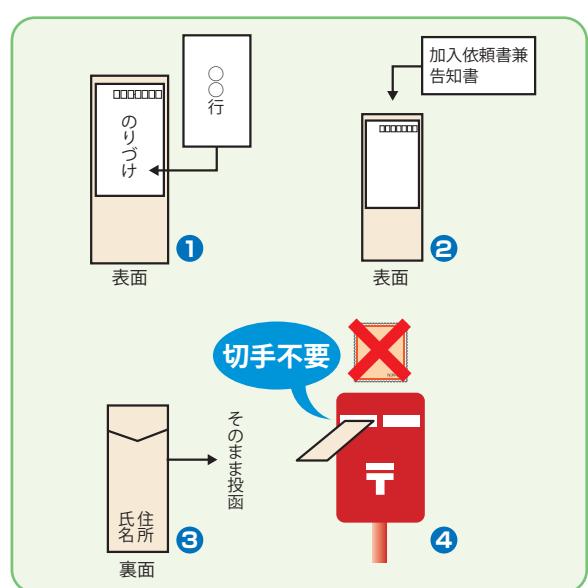
②その封筒の中に加入依頼書兼告知書を折ってお入れください。

③封筒の裏にお手数ですが、氏名と住所をご記入ください。

福島県福島市大森字丑子内3

（株）ローブ東北保険センター
ふくしま支店 介護保険係 行

キリトリ
キリトリ
キリトリ



＜告知の大切さについての説明＞

- 告知書はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」が掲載されているPDFを右記の二次元コードからダウンロードしていただき、必ずご確認ください。

重要事項等説明書
はこちら



★5歳ぎざみで保険料が変わります。（0～39歳は変わりません）

新規ご加入の場合、保険開始日時点の満年齢の保険料が適用されます。

翌年からのご継続にあたっては1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。

【介護医療保険料控除対象】※傷害死亡保険金部分を除きます。（令和7年7月現在）

コース別 保険料

*保険料は男女問
わす同額です。

- ▶介護プラン1コースと認知症プラン1コースそれぞれに加入することも可能です。
- ▶介護一時金**500万円**と認知症一時金**200万円**の両方に加入することで合計**700万円**まで加入可能

介護プラン



保険期間
1年
団体割引
28.51%

介護一時金
500万円
コース

介護一時金
300万円
コース

介護一時金
200万円
コース

介護一時金
100万円
コース

全コース傷害死亡保険金**100万円**（天災危険補償特約セット）込み

※傷害死亡保険金は、事故によりケガをされ死亡された場合にお支払いします。

認知症プラン



認知症一時金
200万円
コース

認知症一時金
100万円
コース

認知症一時金
50万円
コース

被保険者満年齢	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料							
	新規・継続でご加入できるコース	継続のみ	0～17歳	18～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳
0～17歳	80円	70円	60円	50円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18～39歳	80円	70円	60円	50円	800円	400円	—	—	—	—	—	—	—	—
40～44歳	130円	90円	80円	60円	800円	400円	—	—	—	—	—	—	—	—
45～49歳	250円	170円	130円	90円	800円	400円	—	—	—	—	—	—	—	—
50～54歳	450円	290円	210円	130円	800円	400円	—	—	—	—	—	—	—	—
55～59歳	900円	560円	390円	220円	1,170円	590円	—	—	—	—	—	—	—	—
60～64歳	1,750円	1,070円	730円	390円	1,620円	810円	—	—	—	—	—	—	—	—
65～69歳	2,960円	1,800円	1,210円	630円	2,610円	1,310円	—	—	—	—	—	—	—	—
70～74歳	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円	5,290円	2,650円	—	—	—	—	—	—	—	—
75～79歳	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円	10,410円	5,210円	—	—	—	—	—	—	—	—
80～84歳	—	15,750円	10,510円	5,280円	—	—	—	—	—	—	—	—	4,820円	—
85～89歳	—	29,360円	19,590円	9,820円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,230円

ご継続時のコース変更について

- コース変更は更新時（毎年1月1日）のみとなります。コース変更時の保険料は1月1日時点の満年齢が適用されます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が減額となるコースに変更する場合は、告知なしでご継続できます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が増額となるコースに変更する場合は、新たな告知が必要です。

【介護プランの場合】

- 新規加入可能年齢：0～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は300万円コース以下でのご継続となります。

【認知症プランの場合】

- 新規加入可能年齢：満18～満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は50万円コースでのご継続となります。

【介護・認知症プラン共通】

- 新規加入時の保険料は保険開始日時点の満年齢が適用されます。
- 保険は1年更新です。5歳ごとに保険料が変わります。（更新時の保険料は、毎年1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。）
- 解約返りい金はありません。
- 介護・認知症プランそれぞれに1コースずつ加入可能です。プラン毎に複数のコースへの加入はできません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

79歳まで

新規加入できます！

組合員さまの親御さまも
加入しやすく（継続は満
89歳まで）

もし介護が必要になったら！?

介護や認知症リスクの高まる70～80代の子
ども世代はちょうど働き盛りの場合が多く、万
が一親の介護が必要となった場合、仕事、家
庭と介護の両立は大きな課題となってきます。
コープの介護・認知症保険は、遠方にお住まい
の別居の親御さまにもご加入いただけます。

公的介護保険の 対象とならない

40歳未満の方も
加入できます！

- 公的介護保険では、40歳未満の方は対象になりません。
- 月払保険料80円（介護一時金500万円コース）とお手頃な保険料。
- 組合員のお子さまなど40歳未満の方も追加で加入しませんか。

もしも親が認知症になつたら



加入の方法

加入依頼書兼告知書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い

既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書兼告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国

スケジュール一覧

① 加入依頼書兼告知書 提出締切日 毎月 15日	② 保険開始日 ①の翌々月 1日	③ 第1回 保険料引き落とし日 ②の当月 27日	④ 契約更改日 翌年 1月 1日
-----------------------------------	------------------------	-----------------------------------	------------------------

【保険料の自動引き落としができなかった場合】

●初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。

●第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このコープの介護・認知症保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護・認知症保険も脱退の手続きをさせていただきます。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
- 保険料の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。



3 お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店

（株）コープ東北保険センターふくしま支店
〒960-1101 福島市大森字丑子内103（コープふくしま福島南センター内）
TEL 0120-972-236
営業時間 9:00～17:00（土日祝日休業）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 福島支店 福島支社
〒960-8105 福島市仲間町9-16
TEL 050-3788-1351
受付時間 9:00～17:00（土日祝日休業）

●お客様告知相談窓口

ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は
右記の電話番号までご連絡ください。

TEL: 0120-101-591

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）
※告知以外のご相談（補償内容、加入依頼書兼告知書の記入の方法等）は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険金請求に関するお問い合わせ窓口

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または
右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

TEL: 0120-727-110 ◆受付時間 24時間365日

●損保ジャパンへの相談・苦情窓口

損保ジャパン カスタマーセンター： **TEL: 0120-888-089**

受付時間：平日 午前9時から午後8時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
<損保ジャパン公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）050-022808（通話料有料）（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>））

募集文書作成部署 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5528

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただかく、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっている場合、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしりを掲載している商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。